

令和8年3月12日

分任契約担当官
陸上自衛隊小郡駐屯地
第361会計隊長 瀬川 清明

第361会計隊におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
2	ガラスバッジX線用FX型 測定量	小郡駐屯地	8.4.1~9.3.31	8.3.12	8.3.19	8.3.19 1100		
		以下余白						

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒838-0141

福岡県小郡市小郡2277

陸上自衛隊小郡駐屯地第361会計隊 担当：轟

0942-72-3161 (内線347)

見積依頼書

分任契約担当
陸上自衛隊小郡駐屯地
第361会計隊長 瀬川 清明

以下のとおり見積を依頼します。

1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6S691TT00070	6SRD1CS5807 0001						
品名 または 件名							
ガラスバッジX線用FX型測定量							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
24.00	EA						
納地または工事場所				引渡場所			
小郡駐業				小郡駐業 衛生科			
搬入場所				納期または工期			
小郡駐業 衛生科				令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)			

2 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小郡駐屯地 第361会計隊事務室

3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：

提出日時場所：令和8年3月19日(木) 11時00分 会計隊事務室

4 決定方式及び契約方式

決定方式：単価 契約方式：随意契約

5 注意事項

(1) 実施要領について

オープンカウンター方式実施要領による。

(2) オープンカウンター方式件名リストの掲示場所：陸上自衛隊西部方面隊ホームページ(<http://www.mod.go.jp/gsd/f/wae/>)・小郡駐屯地

(3) 契約条項及び入札参加者心得を示す場所：陸上自衛隊小郡駐屯地第361会計隊・西部方面隊ホームページ

(4) 見積決定方式

ア 単価により決定する。

イ 本見積に係る落札は、本役務に係る令和8年度予算が成立することを条件とする。

(5) 契約書作成の要否

契約書を作成する場合は別途連絡する。

(6) その他

申し込みがあった者については、市場価格の調査を実施しますのでご協力よろしくお願いたします。

(7) 問い合わせ先

ア 住所等

〒838-0193

福岡県小郡市小郡2277 陸上自衛隊小郡駐屯地

TEL(FAX)：0942-72-3161

イ 見積等に関する事

第361会計隊 契約班 担当 轟(内線347)(FAX344)

ウ 仕様(規格等)に関する事

小郡駐屯地業務隊 衛生科 担当 遠藤(内線331)

調達要求番号：CS5807

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
ガラスバッジX線線量測定 (部外委託)		小郡駐業-C-Z0000002	
		作成	令和8年2月6日
		変更	
		作成部隊名	小郡駐屯地業務隊衛生科

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小郡駐屯地医務室にて勤務する、放射線診療従事者に対しての部外委託によるガラスバッジX線線量測定において適用する。

1.2 法令

電離放射線障害防止規則第8条（昭和47年9月30日労働省令第41号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

陸上自衛隊小郡駐屯地医務室にて勤務する放射線診療従事者のガラスバッジX線線量測定。測定する個人モニタの種類はFX（X線用）とする。

2.2 該当者

歯科医官ならびに診療放射線技師

2.3 測定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日わたる期間に計24回測定する。
（測定回数については、該当者の人員変更により増減することもある。）

2.4 測定項目及び方法

「電離放射線障害防止規則」において定めるもの。

2.5 測定機器及び消耗品等

測定に必要な器材及び消耗品等については、請負者の負担とする。

2.6 測定結果の報告

受託業者は、測定結果の保全に万全を期すとともに、個人線量報告書を作成し報告する。

3 仕様書に関する疑義

本仕様書の疑義については、担当官の指示を受けるものとする。